

山口県議会議員選挙 投票日は 4月7日(日)です

来る4月7日は、山口県議会議員一般選挙の投票日です。この選挙は、県議会へ私たちの代表を送る大切な選挙です。

私たちの貴重な1票は、明るい生活、豊かな郷土づくりのため、貴重な意義をもって投票しましょう。

そこで、私たちは与えられた尊い権利を正しく行使し、1票をムダにしないよう、必ず投票しましょう。

◆投票のできる人
選挙人名簿登録者に限られます。昭和46年4月8日以前に生まれた人で、平成2年12月28日以前から、長門市内に引き続き住所のある人が選挙人名簿に登録されます。
最近、長門市に転入してきた人（山口県内の他の市町村の選挙人名簿に登録されていて、引き続き長門市に住所を移した場合、1回の住所移動に限る）で登録要件が居住期

間の関係で満たされないため、長門市の選挙人名簿に登録されなかった人でも、転入前の市町村で投票することができます。
この場合は、長門市長の発行する引き続き住所を有する旨の証明書が必要です。
◆選挙人名簿登録者
選挙人名簿に登録されるためには、4つの要件があります。
①日本国民であること。
②年齢が20歳以上であること。
③長門市に住民票が作成された日（転入者については、転入届をした日）から引き続き3ヶ月以上長門市の住民基本台帳に記載されていること。
④欠格要件に該当しないこと。
この4つの各要件を、登録基準日3月28日現在に、そなえていなければなりません。

◆あなたは、選挙人名簿に記載されていますか
山口県議会議員一般選挙のために作成する選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。
・日時 3月29日～3月30日まで、毎日午前8時30分～午後5時まで
・場所 市選挙管理委員会事務局
◆市内で住所が変わった人
市内で住所を移し、平成3年3月7日までに市役所へ転居届を出した人は、新住所の投票所で投票ができます。
3月8日以後に届け出をした人は、ご面倒でも旧住所の投票所へ出かけて投票することになります。
◆入場券はお忘れなく
投票所入場券は、3月31日頃区長さんから各家庭に配付しますので、投票日には、お忘れなくお持ちください。
もし、選挙人名簿に登録される資格がある人で、この入場券が届かない人は、お早めに選挙管理委員会事務局におたずねください。

つたり、紛失されたり、お忘れになった人でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますから、当日投票所の受付係へお申し出ください。
◆船員や身体障害者の人で証明書の交付を受けている人
船員で選挙人名簿登録証明書や身体障害者等で郵便投票証明書の交付を受けている人については、入場券を配付しませんが、投票はできます。（船員については、選挙人名簿登録証明書の提示が必要です）
◆投票所は
投票所は、不在者投票を除いて、すべて定められた投票所で行うことになっています。配付された『投票所入場券』で、あなたの投票所をたしかめてください。
◆投票所の変更
〔仙崎第一〕
① 円究寺本堂
② 仙崎小学校屋内運動場
〔正明市〕
① 長門市物産観光センターロビー
② 長門市中央公民館玄関ホール
〔上ノ原〕
① 上ノ原公会堂

◆投票の日時
投票日は、4月7日（日）で、時間は午前7時から午後6時までです。なお、大坪投票所は午前7時から午後5時までです。
◆候補者名はハッキリと
投票は、漢字、ひらがな、カタカナいずれでも結構です。候補者名を1人だけハッキリ書いてください。候補者名以外のことを書くと、せっかくの1票が無効になることがあります。必ずから注意してください。なお、候補者名やその文字を忘れた時は、投票記載台に掲示してある一覧表を見て書いてください。
◆不在者投票を
投票は、投票日に、投票所でするのが原則です。しかし、やむを得ない用務のためや、病気・出産で歩けないためなどにより投票日に投票所へ行けない見込みの方はあらかじめ、選挙管理委員会事務局、各支所や指定病院などで『不在者投票』をすることが出来ます。
・印鑑が必要です。
◆不在者投票のできる期間

◆郵便による不在者投票
身体障害者等で身体障害者手帳及び戦傷者手帳の交付を受け、選挙管理委員会の発行する郵便による不在者証明書の交付を受けている人は、自宅で不在者投票をすることができます。但し、郵便による不在者投票用紙等の請求は、4月3日（水）の午後5時までです。
※詳しいことは、選挙管理委員会事務局にお尋ねください。
◆開票
・日時 4月7日（日）午後7時30分から
・場所 長門市中央公民館大講堂（2階）
みなさんは、開票をみることに出来ますが、場内は静かにお願います。
選挙についての、お問い合わせは、長門市選挙管理委員会事務局
☎内線320・321
夜間②12120

